

## 資料5

### 「年金記録相談の特別強化体制」について

(平成18年8月21日から12月末まで)

社会保険庁では、平成9年1月に基礎年金番号を導入し、国民年金、厚生年金等の年金手帳記号番号を基礎年金番号に収録することにより、各年金制度を通じた記録の整理及び年金相談の充実を図ってきたところであるが、被保険者及び年金受給者が自身の年金記録に不安や疑問を抱く場合について、本人から年金記録を確認いただき、疑問に対応できるよう年金記録相談の特別強化体制を取ることとした。

#### ○ 年金加入記録の積極的な提供を受けることによる被保険者等自身での年金記録の確認

##### (1) 行政からのアプローチ

- ① 58歳到達者に対する年金加入記録の通知
- ② 年金裁定前(60歳または65歳)に加入記録を記載した裁定請求書の送付

##### (2) 国民からのアプローチ

- ③ インターネットによる年金加入記録の即時提供
- ④ 電話や社会保険事務所の相談窓口による照会対応

#### ○ 社会保険事務所における対応

加入記録の確認に関する相談者のために年金記録相談の専用窓口を設置し対応している。一般の年金相談(年金見込み額照会、年金の裁定請求等)の際にも本人の記憶と突合のうえ、加入記録を確認しているところであり、本人が社会保険庁の管理する加入記録について疑問がある場合は「照会申出書」を提出いただき、再度、徹底した調査を実施している。

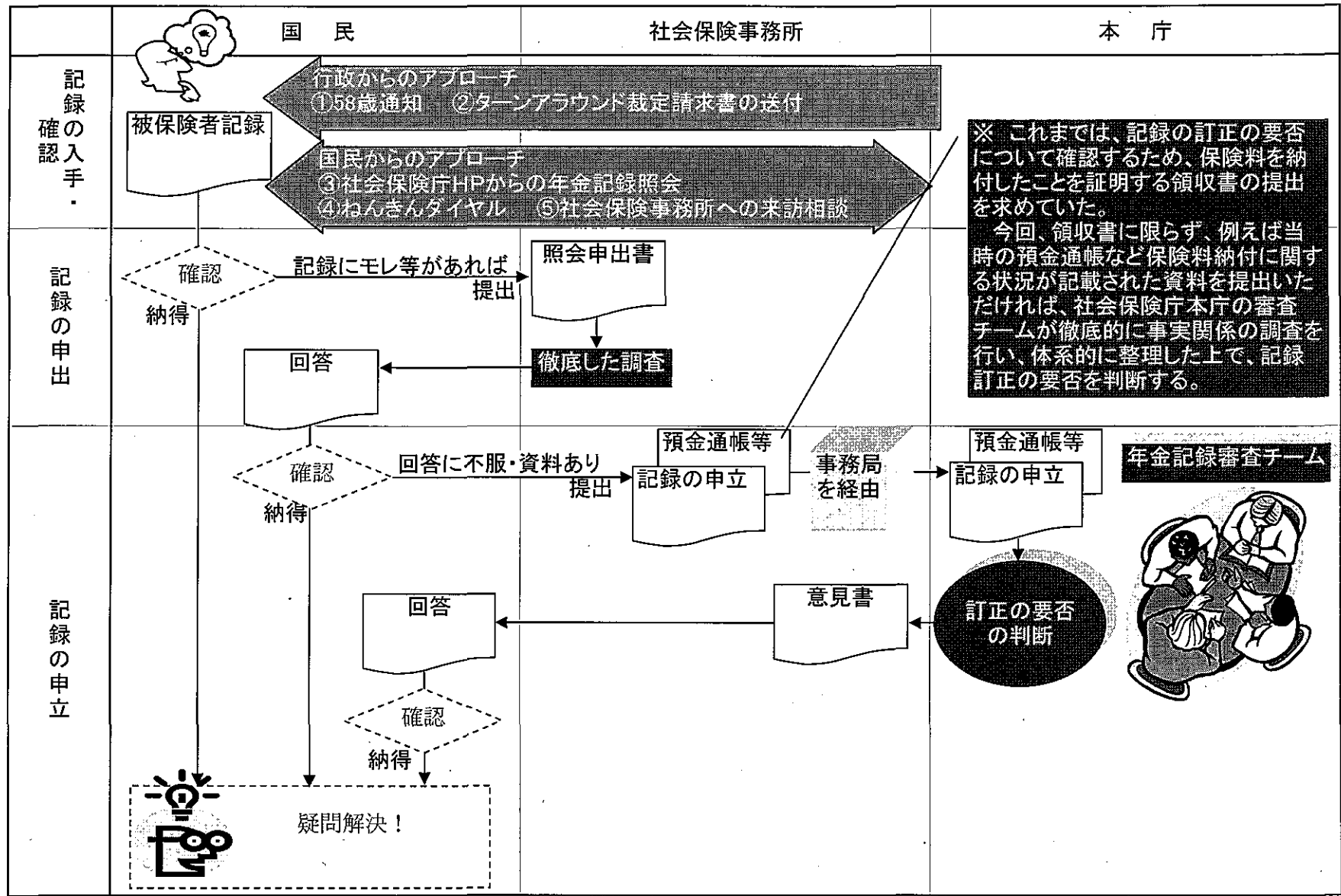
また、「照会申出書」は郵送でも受け付けている。

#### ○ 本庁における対応

社会保険事務所において記録の有無等を調査・確認した後でも、本人の申立により、本庁において記録訂正の要否について判断を行うこととした。

庁内に「年金記録審査チーム」を設置し、社会保険事務所が行った調査内容の確認及び本人から提出された保険料納付に関する証拠書類(領収書に限らず、保険料の納付状況が記載された預金通帳等)に基づき、徹底的に事実関係の調査を行い、体系的に整理した上で、記録訂正の要否を判断する。

# 年金記録相談の特別強化体制



## 年金記録相談の特別強化体制の状況

### 1. 「照会申出書」受付状況

(1) 窓口受付・処理状況	件数 (8/21～9月末)	割合
年金相談窓口での記録確認	150,582	(100.0%)
窓口調査により確認済み	147,188	(97.7%)
基礎年金番号に収録済み	121,319	(80.6%)
他の年金手帳記号番号で記録あり	15,310	(10.2%)
旧姓で記録あり	5,646	(3.7%)
その他	4,913	(3.3%)
照会申出書(改めて調査の申出)受付	3,394	(2.3%)

件数 (8/21～10/20)	割合
293,338	(100.0%)
287,301	(97.9%)
240,754	(82.1%)
27,859	(9.5%)
10,651	(3.6%)
8,037	(2.7%)
6,037	(2.1%)

#### (2) 郵送等受付

照会申出書受付(直接受付)	6,460
---------------	-------

9,644
-------

※ インターネット等により事前に記録を確認した方で、直接窓口で照会申出書を提出した方

#### (3) 受付総合計

照会申出書受付(総合計)	9,854
--------------	-------

15,681
--------

### 2. 処理状況

	9月末日まで	10月20日までの処理状況
回答済計	6,552	7,917
市町村等に照会中又は審査中	3,302	1,937

10月20日までの累計
10,635
5,046

### 3. 本庁の年金記録審査チームで受付したもの

16件

47件